

個 別 受 入 基 準 (徳島東部処分場)

(別表2)

廃棄物の種類		受入基準	受入基準の運用
一般廃棄物	燃 え 殻	・ 可燃ごみの焼却残灰で熱しゃく減量10%以下のもの	・ 乾燥状態のものは加湿を行い、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること
	不 燃 ご み	・ 破碎されたもので最大径30cm以下のもの ・ 圧縮されたもので最大径50cm以下のもの ・ 中空の状態でないもの	・ 可燃物は焼却すること ・ 腐敗性のものが付着していないこと
産	廃プラスチック類	・ 中空の状態ではなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎し、切断し、水面に浮遊しないよう工夫したもの	・ 飛散防止対策等の処置を講じたもの
	金 属 く ず	・ 中空の状態ではなく、かつ、最大径が概ね30cm以下のもの	・ 著しい異物が付着していないこと
業	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
	が れ き 類	同 上	・ 木くずその他ごみ等を含まないこと
	ば い じ ん	・ 飛散防止の処置を講じたもの	・ 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じていること
廃	無 機 性 汚 泥	・ 含水率85%以下、かつノルマルヘキサン抽出物質量5%以下のもの	・ 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと ・ 著しい臭気がないこと
	鉦 さ い	・ 火気を帯びてなく、かつ、最大径が概ね30cm以下のもの	・ 飛散防止対策等の処置を講じたもの
棄	シュレッダーダスト (自動車等破碎物)	・ ノルマルヘキサン抽出物質量5%以下のもの ・ 中空の状態ではなく最大径15cm以下のもの ・ 水面に浮遊しないよう工夫したもの	・ 廃自動車、廃電気製品を破碎した以外のものを含まないこと
	燃え殻(紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、動植物性残渣、廃油、有機性汚泥等を焼却したもの)	・ 熱しゃく減量10%以下のもの	・ 乾燥状態のものは加湿を行ない、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること ・ 著しい飛散性、臭気がないこと ・ 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと
物	廃石膏ボード	・ 最大径が概ね30cm以下のもの ・ 水面に浮遊しないよう工夫したもの	・ 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと ・ 著しい異物が付着しないこと
	陸 上 建 設 残 土	・ 主に公共事業から発生する陸上建設残土	・ 水分を多量に含まないものであること ・ 木片、ごみ等他の廃棄物が混在していないこと ・ 流動性のあるもの及びシルト分、粘土分を多量に含まないものであること ・ 樹木の根等異物が概ね除去されていること
	港 湾 浚 渫 土 砂	・ 徳島小松島港、今切港、栗津港、撫養港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの	・ 木片、ごみ等他の廃棄物が混在していないこと ・ 水分を多量に含まない物であること